

修正国際基準公開草案第 4 号

『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案』に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

修正国際基準公開草案第 4 号 『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案』（2017 年 6 月 20 日公表）

2. コメント募集期間

2017 年 6 月 20 日～2017 年 8 月 21 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（2017 年 10 月 31 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	有限責任監査法人トーマツ

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）のそれらに対する対応です。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問1 IFRS 第15号及びこれに関連する改正会計基準のエンドースメント手続における検討結果について		
<p>1) 本公開草案の提案に同意する。</p>	<p>我が国におけるIFRSのエンドースメント手続は、IFRSの任意適用の積上げ及びIFRSに対する積極的な意見発信を図るための方策の一つとして提言され、貴委員会にて対応が行われていると理解しているものの、IFRSのエンドースメント手続を、指定国際基準の指定の手続の一部として制度上確立させるよう関係者との間で調整を図ること、エンドースメント手続の帰結は、究極的に「修正国際基準」の作成に至ることなく、基準の削除又は修正は行われたいものとするのが望ましいと考える。</p> <p>引き続き「修正国際基準」による削除又は修正は可能な限り最小限のものとする、やむなく削除又は修正を実施する場合は、その根拠が貴委員会の従来からの国際的な意見発信及び既存の削除又は修正項目と整合的であることを慎重に検討することを希望する。</p> <p>前文を前提として検討した結果、本公開草案の対象となる会計基準等について、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする貴委員会の提案に同意する。また、財務諸表に重要な影響を及ぼすIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を「削除又は修正」をしないことは大変意義のあるものとする。</p> <p>IFRSは既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用して我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。</p> <p>このため、今回のエンドースメント手続の対象であるIFRS第15号及びこれに関連する改正会計基準について、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。</p>	<p>今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないと提案する本公開草案を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問2 その他の会計基準等（「IFRS 基準の年次改善 2014-2016年サイクル」の「基準の範囲の明確化（IFRS 第12号の修正）」のエンドースメント手続における検討結果について		
2) 本公開草案の提案に同意する。	<p>本公開草案の対象となる会計基準等について、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする貴委員会の提案に同意する。</p> <p>今回のエンドースメント手続の対象としたその他の会計基準等に、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。</p>	<p>今回のエンドースメント手続の対象とした会計基準等に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないと提案する本公開草案を支持するコメントである。</p>
その他		
3) 少なくとも発効日が同一の基準書については同時にエンドースメント手続をおこなってはどうか。	<p>IFRS 第15号と発効日を一にするIFRS 第9号などの基準書などについて、IASBは基準書間の整合性を考慮して基準設定を行っていると理解している。一方、今回のエンドースメント手続はこうした基準書の一部のみを対象としているため、可能性や影響度は未知数であるが、基準書間の整合性などに起因する問題が生じる可能性は否定できないと考えている。</p> <p>こうした課題が発生する可能性を防ぐためにも、エンドースメント手続を同時に進め、少なくとも発効日が同日の基準書については同時にエンドースメント手続を実施することをエンドースメント手続及び意見募集の原則とすることが適当である。</p>	<p>重要な会計基準等はエンドースメント手続に時間を要することや、発効日が同じであっても会計基準間で公表日が異なる場合があることから、コメントに記載の方針を原則とすることは難しいと考えられる。</p> <p>IASBは基準書間の整合性を考慮して基準設定を行っていると考えられることから、公表日を基準としてエンドースメント手続を着実に行うことが整合性の確保にも寄与すると考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>4) 発効日及び適用に要する準備負荷等を踏まえ、エンドースメント手続を適時性に課題があると考える。</p>	<p>IFRS 第 15 号の発効日及びその適用に要する準備負荷・期間を考えれば、今回のエンドースメント手続は適時性という点で課題が存在する。加えて、IFRS 第 15 号と発効日を一にする IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年版) についてのエンドースメント手続は、最近開始されたばかりであり、適時性についてさらに大きな課題を抱えている。</p> <p>このような手続面での課題が、修正国際基準の最終的内容の不確実性を高め、加えて、実務対応のための適用準備期間を短縮させる結果を招来することを懸念する。また、修正国際基準を国際的な意見発信の手段と位置付ける観点からも、エンドースメント完了までに要する期間の長期化は適当ではない。</p> <p>我々は、修正国際基準の確定のためのエンドースメント手続を含め、基準の設定が適時かつ合理的に行われることは基準設定や基準の品質を示す要素であると考えている。</p>	<p>従前、採択する会計基準等のキャッチ・アップを念頭に発効日を基準としてエンドースメント手続を実施してきたが、一定の発効日までの会計基準等のエンドースメントが完了し、現在、エンドースメント手続の方針として、公表日を基準日としている。</p> <p>これまでの作業を通じてキャッチ・アップが進んでおり、コメントも踏まえ、引き続き、発効日及び適用に要する準備期間の確保を念頭に、現在の方針に基づいて適時にエンドースメント手続を実施する予定である。</p>

以上